

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4414321号
(P4414321)

(45) 発行日 平成22年2月10日 (2010.2.10)

(24) 登録日 平成21年11月27日 (2009.11.27)

(51) Int. Cl.	F I
G06F 21/24 (2006.01)	G06F 12/14 520D
G06F 21/00 (2006.01)	G06F 12/14 550A
G06Q 50/00 (2006.01)	G06F 15/00 330Z
G09C 1/00 (2006.01)	G06F 17/60 142
	G09C 1/00 640E

請求項の数 26 (全 16 頁)

(21) 出願番号	特願2004-307452 (P2004-307452)	(73) 特許権者	390019839
(22) 出願日	平成16年10月21日 (2004.10.21)		三星電子株式会社
(65) 公開番号	特開2005-129058 (P2005-129058A)		SAMSUNG ELECTRONICS
(43) 公開日	平成17年5月19日 (2005.5.19)		CO., LTD.
審査請求日	平成16年10月21日 (2004.10.21)		大韓民国京畿道水原市靈通區梅灘洞416
(31) 優先権主張番号	60/512,927		416, Maetan-dong, Yeongtong-gu, Suwon-si,
(32) 優先日	平成15年10月22日 (2003.10.22)		Gyeonggi-do 442-742
(33) 優先権主張国	米国 (US)		(KR)
(31) 優先権主張番号	2003-074000	(74) 代理人	100108453
(32) 優先日	平成15年10月22日 (2003.10.22)		弁理士 村山 靖彦
(33) 優先権主張国	韓国 (KR)	(74) 代理人	100064908
(31) 優先権主張番号	2004-055647		弁理士 志賀 正武
(32) 優先日	平成16年7月16日 (2004.7.16)	(74) 代理人	100089037
(33) 優先権主張国	韓国 (KR)		弁理士 渡邊 隆
前置審査			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法及び装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

デバイスがライセンス提供者と第1認証を行って第1結合する段階と、
携帯用保存装置と第2認証を行って第2結合する段階と、
前記ライセンス提供者からライセンスを受信する段階と、
前記ライセンスを前記携帯用保存装置に送信する段階と、を含み、
前記携帯用保存装置は、前記ライセンスと該ライセンスを伝達したデバイスとの情報を書いたテーブルを内部に保存し、前記テーブルを使用して前記デバイスにライセンスを再び伝達する携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項2】

前記ライセンス受信段階は、
前記ライセンスを前記第1認証を通じて生成された暗号キーで復号化する段階をさらに含む請求項1に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項3】

前記第2結合段階は、
ランダム数を選択して前記数をパラメータとして前記携帯用保存装置に認証を要請する段階と、
前記携帯用保存装置から前記認証要請に対する応答を受信する段階と、
前記応答に含まれた情報で構成された暗号キーを獲得する段階と、をさらに含む請求項1に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項 4】

前記応答に含まれた情報は前記選択したランダム数と、前記携帯用保存装置からランダムに生成した数を含む請求項 3 に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項 5】

前記ライセンスを送信する段階以前に、

前記第 2 認証を通じて生成された暗号キーで前記ライセンスを暗号化する段階をさらに含む請求項 1 に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項 6】

携帯用保存装置がデバイスと認証を行って結合する段階と、

前記デバイスがライセンス提供者から伝達されたライセンスを前記携帯用保存装置が前記デバイスから受信する段階と、を含み、

前記携帯用保存装置は、前記ライセンスと該ライセンスを伝達したデバイスとの情報を書いたテーブルを内部に保存し、前記テーブルを使用して前記デバイスにライセンスを再び伝達する携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

10

【請求項 7】

前記ライセンスを受信する段階以後に、前記ライセンスを前記認証を行った結果として生成された暗号キーで復号化する段階をさらに含む請求項 6 に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項 8】

前記認証は、ランダムに選択した数をパラメータとして前記デバイスに前記数を送信する段階と、

前記デバイスから前記パラメータの送信に対する応答に含まれた情報より構成された暗号キーを獲得する段階と、を含む請求項 6 に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

20

【請求項 9】

前記応答に含まれた情報は前記ランダム数と、前記デバイスで生成した数を含む請求項 8 に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項 10】

デバイスがドメインを管理するサーバーに前記デバイスの識別情報を登録する段階と、

前記ドメインに登録された携帯用保存装置に保存されたライセンスを用いてコンテンツを用いる段階と、を含み、

前記携帯用保存装置は、前記ライセンスと該ライセンスを伝達したデバイスとの情報を書いたテーブルを内部に保存し、前記テーブルを使用して前記デバイスにライセンスを再び伝達する携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

30

【請求項 11】

前記デバイスは前記デバイスの識別情報を登録する段階以後に、登録された携帯用保存装置にライセンスを送信する段階を含む請求項 10 に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項 12】

前記ドメインを管理するサーバーは前記ドメインにライセンスを提供するライセンス提供者である請求項 10 に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

40

【請求項 13】

前記携帯用保存装置は前記ドメインに登録されたデバイスを通じて前記ドメインに登録した請求項 10 に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項 14】

携帯用保存装置がドメインを管理するサーバーに前記携帯用保存装置の識別情報を登録する段階と、

前記ドメインに登録された第 1 デバイスに前記携帯用保存装置に保存されたライセンスの利用を提供する段階と、を含み、

50

前記携帯用保存装置は、前記ライセンスと該ライセンスを伝達したデバイスとの情報を書いたテーブルを内部に保存し、前記テーブルを使用して前記デバイスにライセンスを再び伝達する携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項 15】

前記利用を提供する段階以前に、

前記ドメインに登録された第2デバイスからライセンスを受信する段階を含む請求項14に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項 16】

携帯用保存装置が第1デバイスからライセンスを受信する段階と、

前記第1デバイスの情報と前記ライセンスの情報とを保存する段階と、

前記情報を検索する段階と、を含み、

前記携帯用保存装置は、前記ライセンスと該ライセンスを伝達したデバイスとの情報を書いたテーブルを内部に保存し、前記テーブルを使用して前記デバイスにライセンスを再び伝達する携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

10

【請求項 17】

前記保存された情報を用いて、前記第1デバイスまたは前記保存された情報で指す第2デバイスに前記ライセンスを移動させる段階をさらに含む請求項16に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

【請求項 18】

前記受信したライセンスを第2デバイスに送信する段階を含み、

前記第2デバイスは前記ドメインに登録されたデバイスである請求項16に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法。

20

【請求項 19】

携帯用保存装置とライセンスを送受信する送受信部と、

前記携帯用保存装置と認証を行う認証部と、

前記携帯用保存装置のライセンスを受信して保存する保存部と、を含み、

前記認証部は暗号化と復号化とを行い、

前記携帯用保存装置は、前記ライセンスと該ライセンスを伝達したデバイスとの情報を書いたテーブルを内部に保存し、前記テーブルを使用して前記デバイスにライセンスを再び伝達する携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理装置。

30

【請求項 20】

前記暗号化及び復号化は前記認証部で携帯用保存装置と認証を行って生成された暗号キーを使用し、

前記暗号化及び復号化は共通鍵方式(対称鍵)を使用する請求項19に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理装置。

【請求項 21】

前記送受信部はライセンス提供者からライセンスを受信し、

前記保存部は前記受信したライセンスを保存する請求項19に記載の携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理装置。

【請求項 22】

デバイスとライセンスを送受信する送受信部と、

前記デバイスと認証を行う認証部と、

前記デバイスから受信したライセンスを保存する保存部と、を含み、

前記認証部は暗号化と復号化とを行い、

前記ライセンスと該ライセンスを伝達したデバイスとの情報を書いたテーブルを内部に保存し、前記テーブルを使用して前記デバイスにライセンスを再び伝達するデジタル著作権を管理する携帯用保存装置。

40

【請求項 23】

前記暗号化及び復号化は前記認証部でデバイスと認証を行って生成された暗号キーを使用し、

50

前記暗号化及び復号化は 共通鍵方式(対称鍵)を使用する請求項 2 2 に記載のデジタル著作権を管理する携帯用保存装置。

【請求項 2 4】

メモリカードはモバイルデバイスとの認証を行える認証書及び暗号キーを予め有しており、前記モバイルデバイスとの認証を行えるプロトコルモジュールを有することを前提とし、

メモリカードがモバイルデバイスとの認証過程を行う段階と、前記認証過程を行った後に前記モバイルデバイスがライセンスプロバイダより獲得したライセンスを受け取る段階とを含み、

前記メモリカードは、前記ライセンスと該ライセンスを伝達したデバイスとの情報を書いたテーブルを内部に保存し、前記テーブルを使用して前記デバイスにライセンスを再び伝達することを特徴とするモバイルDRMサービスにおける保安方法。

10

【請求項 2 5】

メモリカードはモバイルDRMサービスでLPと行えるライセンス獲得プロトコルモジュールを予め内部に有し、前記モバイルDRMサービスでLPと認証プロトコルを行う時に使われる認証書及びそれによる暗号キーを内部に有することを前提とし、

メモリカードがモバイルDRMサービスで定めた認証方式によってモバイルデバイスを通じてライセンスプロバイダと認証プロトコルを行う段階と、前記認証が成功すれば、ライセンスプロバイダよりライセンスを獲得する段階とを含み、

前記メモリカードは、前記ライセンスと該ライセンスを伝達したデバイスとの情報を書いたテーブルを内部に保存し、前記テーブルを使用して前記デバイスにライセンスを再び伝達することを特徴とするモバイルDRMサービスにおけるライセンス獲得方法。

20

【請求項 2 6】

メモリカードがドメインを管理するDRMサーバーに登録する段階と、

前記メモリカードがドメインに属する他のデバイスからライセンスを伝達される段階と、

前記ドメインに属する他のデバイスがメモリカードを用いて再生をしたり、ライセンスを受け取る段階と、を含み、

前記メモリカードは、前記ライセンスと該ライセンスを伝達したデバイスとの情報を書いたテーブルを内部に保存し、前記テーブルを使用して前記デバイスにライセンスを再び伝達することを特徴とするドメインでのコンテンツ共有時の保安性あるメモリカードの使用方法。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明はデジタル著作権管理に係り、特にモバイルDRMサービスを保安性ある保安マルチメディアカードとの作動に適用する方法に関する。

【背景技術】

【0002】

最近、デジタル著作権管理(Digital Rights Management; 以下、“DRM”と称する)に関する研究が活発に進行しつつあり、DRMを適用した商用サービスが導入されたか、導入中にある。DRMが導入されねばならない理由はデジタルコンテンツが有する多様な特性から導出されうる。デジタルコンテンツはアナログデータとは違って損失がなく、複製可能であるという特性と、再使用及び加工、配布が容易な一方、その製作に多くのコストと努力及び時間を必要とするという特性を有する。したがって、デジタルコンテンツの無断複製及び配布が容認される場合に、これはデジタルコンテンツ製作者の利益を侵害し、デジタルコンテンツ製作者の創作意欲を殺がれ、これはデジタルコンテンツ産業の活性化に大きな阻害要素となる。

40

【0003】

デジタルコンテンツを保護しようとする努力は過去にもあったが、過去には主にデジタ

50

ルコンテンツ無断接近防止に重点をおいてデジタルコンテンツに対するアクセス (a c c e s s) は料金を支払った一部のみにだけ許容された。しかし、代価を支払った人が故意的にデジタルコンテンツを第三者に配布する場合には、第三者は代価を支払わなくてもデジタルコンテンツを使用できるようになる。このような問題点を解決するためにDRMという概念が導入された。DRMは何れか暗号化されたデジタルコンテンツに対する接近が誰にも無制限に許容されるが、暗号化されたデジタルコンテンツを復号化して実行させようとするならば、権利客体というライセンスがなければならない。したがって、DRMを適用すればデジタルコンテンツを既存とは違って効率よく保護できるようになる。

【 0 0 0 4 】

携帯型保存装置は携帯電話、コンピュータ、デジタルカメラなど複数のデジタル機器の資料を保存し、移動可能にする着脱自在の装置であって、データを保存する保存空間と演算及び制御を担当する部分で構成される。このような携帯型保存装置の1つであるマルチメディアカードと呼ばれるMMC (Multi Media Card) は従来のハードディスクやコンパクトディスクが有する限界を超え、多様な種類のデジタル機器で使用できるようにマルチメディアデータを保存する役割をしている。また、このカードは既存の保存媒体にはない演算部を有しており、単純なデータ保存でない、制御などが可能になって大容量の、多様なマルチメディアデータの収容に適している。最近、このマルチメディアカードに保安性の機能を追加してデジタルコンテンツの保存及び送受信における保安と著作権の保護とが可能な保安用マルチメディアカード (Secure MMC) が開発されつつ、デジタルコンテンツに関する著作権管理が保存装置とデジタル機器とで可能になった。以下、デジタルカメラ、携帯電話、コンピュータ、デジタルカムコーダなどのデジタル機器をデバイスと通称する。

【 0 0 0 5 】

図1は、従来の技術によるSD Cardとデバイス間のライセンス転送を示す概念図である。代表的な保安性メモリカードであるSD Card 210の場合、モバイルDRMサービスを基盤しておらず、CPRM互換デバイスとSD Card間での動作だけ定義している。したがって、ライセンス獲得過程 (License Acquisition) はモデルに含まれていない。SD Card 210の動作は、図1のようにデバイス100とメモリカード間でのみ定義されており、ライセンス提供者との関連性は定義されていない。メモリカードはデバイスとの認証を通じて保安結合を結んでおり、デバイスはメモリカードを利用できる。

【 0 0 0 6 】

図2は、従来のCP Secure MMCがライセンス提供者からライセンスを獲得するための連結関係を示す概念図である。保安性メモリカードであるコンテンツ保護保安マルチメディアカード (" Content Protection Secure MMC ") の場合、メモリカードに基いたDRM方式を記述している。したがって、モバイルデバイスを基盤としているモバイルDRMサービスに適用し難い。図2で保安メモリカード250はライセンス提供者500から直接ライセンスを獲得する。但し、保安メモリカード250がライセンス提供者500と通信するための装置を備えていないために、ターミナル300を通じてライセンス提供者500からライセンスを獲得する。したがって、ターミナルは一種の通信プロキシだけを行い、ライセンス提供者500とターミナル300間、あるいはターミナル300と保安メモリカード250間には何なる保安結合も存在しない。

【 0 0 0 7 】

このモデルは、単にメモリカード250が直接ライセンス提供者500に連結されてライセンスを獲得してメモリカード250にライセンスが保存されうる。CP Secure MMCの動作はメモリカードだけがライセンス提供者との関連性を有しうる。メモリカード250はターミナル300を通じてライセンス提供者500と連結し、メモリカードはライセンス提供者からライセンスを受けて保存する。

【 0 0 0 8 】

10

20

30

40

50

このようなSD Card及びCP Secure MMCのような既存のメモリカードの問題点はモバイルDRMサービスとの連動を考慮していないために、今後のサービス予定のOMA DRMのようなモバイルDRMサービスとの作動が不可能である。したがって、モバイルDRMと連動できる保安性メモリカードとの作動モデル及び方法が必要である。

【0009】

これと関連して、モバイルDRM環境で保安性メモリカードの作動モデル及び方法、モバイルDRMサービスでメモリカードがライセンス提供者と直接的に連動可能な方法及びモバイルDRMサービスでメモリカードがドメインの1デバイスとして連動できる方法を講ずる必要がある。

10

【0010】

特許文献1は、情報端末装置を開示している。携帯電話機のユーザは、新たにアーティストの曲を購入したいとき、そのアーティストの検索結果を配信サーバから受信する。携帯電話機は配信サーバから受信した検索結果に含まれる暗号化コンテンツデータがどのメモリカードに格納されているかをデータベースに基づいて検索する。そして、携帯電話機は、暗号化コンテンツデータがメモリカードに格納されているとき携帯電話機から暗号化コンテンツデータをコピーし、ライセンスを配信サーバから受信する。

【特許文献1】特開2002-288453号

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

20

【0011】

本発明が解決しようとする技術的課題は、携帯用保存装置を用いてデジタル著作権を管理することにある。

本発明が解決しようとする他の技術的課題は、携帯用保存装置に保存されたライセンスを通じてコンテンツを用いることにある。

【課題を解決するための手段】

【0012】

本発明は、携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理装置及び方法に関する。

本発明の一実施例に係る携帯用保存装置を用いたデジタル著作権の管理方法は、デバイスがライセンス提供者と第1認証を行って第1結合する段階、携帯用保存装置と第2認証を行って第2結合する段階、前記ライセンス提供者からライセンスを受信する段階及び前記ライセンスを前記携帯用保存装置に送信する段階を含む。

30

【0013】

本発明に使われる主要用語を説明すれば次の通りである。

- ユーザとコンテンツ提供者、ライセンス提供者

ユーザはDRM機能があるデバイスを所有する者を意味し、コンテンツ提供者はコンテンツを分配する機関を意味する。そして、ライセンス提供者(LP)はコンテンツに該当するライセンスを販売して伝達する機関を意味する。

【0014】

- ライセンス

40

コンテンツを再生できる権利を明細している客体(権利客体、right object)を意味する。

- 携帯型保存装置

携帯型保存装置は、携帯電話、コンピュータ、デジタルカメラなど多様なデジタル機器の資料を保存し、移動可能にする着脱自在の装置であって、データを保存する保存空間と演算及び制御を担当する部分とで構成されたものである。このような携帯型保存装置の1つであるマルチメディアカードと呼ばれるMMC(Multi Media Card)は従来のハードディスクやコンパクトディスクが有する限界を超え、多様な種類のデジタル機器で使用できるようにマルチメディアデータを保存する役割をしている。また、このカードは既存の保存媒体にはない演算部を有しており、単純なデータ保存でない、制御な

50

どが可能になって大容量の、多様なマルチメディアデータの収容に適している。最近、このマルチメディアカードに保安性の機能を追加してデジタルコンテンツの保存及び送受信における保安と著作権保護が可能な保安マルチメディアカード (Secure MMC) が開発されることによって、デジタルコンテンツに対する著作権管理が保存装置とデジタル機器とで可能になった。本明細書では、保安マルチメディアカードを中心に説明するが、これは保安マルチメディアカードに限定されるものではなく、携帯型保存装置に関するものである。

【0015】

- モバイルデバイス

携帯電話、コンピュータ、デジタルカメラなど多様なデジタル機器を言う。最近、デバイスの移動性に対する要求が高まりつつ携帯性と移動性とを有するデジタル機器に対する開発が活発に進行しつつある。以下、デジタルカメラ、携帯電話、コンピュータ、デジタルカムコーダなどのデジタル機器をモバイルデバイスと通称する。

一方、携帯型保存装置は必ずしもモバイルデバイスでだけ使用できるものではない。マルチメディアコンテンツを再生、移動及びコピー、プリントなどを行えるコンピュータ機能を有するデバイスでは何れも使用可能な保存装置である。よって、本明細書で用いているデバイスあるいはモバイルデバイスは保安マルチメディアカードのような携帯型保存装置のコンテンツを使用し、携帯型保存装置を通じてコンテンツを移動またはコピーしうる。

【0016】

- 暗号化と復号化

携帯型保存装置とデバイス間に送受信されるライセンス及び情報は暗号化して送受信されねばならない。これは中間に不法で何れのデータを流出させるか、データを操作する可能性を防止するために必要である。本発明の一実施例では暗号キーを使用して暗号化と復号化とを行う。Kというキーによりデータを暗号化して送受信し、このキーを有しているデバイスと携帯型保存装置は各々受信されたデータを復号化してそれぞれの保存部にライセンスあるいはデータを保存し、データが要請する機能を行う。

【0017】

- 対称キーアルゴリズム(共通鍵方式)

秘密鍵、対称鍵 (Symmetric Key) とも言う。対称キーアルゴリズムは1つのキーで暗号化と復号化とがなされることを意味する。前記1つのキーは暗号化と復号化とを行う両側であらかじめ約束されたり、定義されねばならない。

【0018】

本実施例で使われる“部”、“モジュール”という用語はソフトウェアまたはFPGAまたはASICのようなハードウェア構成要素を意味し、モジュールは所定の役割を行う。しかし、モジュールはソフトウェアまたはハードウェアに限定されるものではない。モジュールはアドレッシングできる保存媒体に位置すべく構成されても良く、1つまたはそれ以上のプロセッサを再生させるように構成されても良い。したがって、一例としてモジュールはソフトウェア構成要素、客体向けソフトウェア構成要素、クラス構成要素及びタスク構成要素のような構成要素と、プロセス、関数、属性、プロシージャ、サブルーチン、プログラムコードのセグメント、ドライバ、ファームウェア、マイクロコード、回路、データ、データベース、データ構造、テーブル、アレイ及び変数を含む。構成要素とモジュール内で提供される機能はより少数の構成要素及びモジュールに結合されるか、追加的な構成要素とモジュールにさらに分離されうる。のみならず、構成要素及びモジュールはデバイスまたは保安マルチメディアカード内の1つまたはそれ以上のCPUを再生させるように具現されることもある。

【発明の効果】

【0019】

本発明を具現することによって、携帯用保存装置を使用してデジタル著作権を管理しうる。

10

20

30

40

50

本発明を具現することによって、1つのドメインに存在する多様なデバイスが携帯用保存装置を通じてコンテンツを利用できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0020】

以下、添付した図面に基づいて本発明の望ましい一実施例を詳細に説明する。

図3は、本発明の一実施例に係るモバイルデバイスがライセンス提供者からライセンスを獲得して保安マルチメディアカードに送信する構成を示す概念図である。認証段階でデバイス100と保安マルチメディアカード200とは互いに身元を把握する。図3で保安結合(Security Association; SA)は2つが存在する。SA1は、ライセンス提供者500とモバイルデバイス100間に存在し、SA2はモバイルデバイス100と保安マルチメディアカード200間に存在する。これは既存の"コンテンツ保護保安マルチメディアカード"が保安マルチメディアカード200とライセンスサービス間に保安結合が1つだけ存在する場合と差がある。このように、図3は、モバイルDRM環境で保安マルチメディアカード200がライセンスを得られるモデルを提示したことである。モバイルDRMサービスを通じて伝達されたライセンスは保安マルチメディアカード200に移され、デバイス100は保安マルチメディアカード200を用いて再生、移動、コピーなどの機能を活用しうる。

10

【0021】

保安結合SA1は、ライセンス提供者から(モバイル)デバイス100がライセンスを取得する過程である。この過程を経るためにはデバイス100を通じて所定の認証と課金などを必要とする。そして、ライセンスは有無線通信を通じて可能である。これは最近活発に研究及び商用化が進んでいる無線通信の場合にも適用可能であることを意味する。ライセンス取得モジュールは前記認証または課金機能を含むモジュールになりうる。

20

【0022】

トラスト管理モジュールは前記SA1過程を通じて習得したライセンスを他のデバイスあるいは携帯用保存装置に移動させるために必要な前処理作業を行う。通常、ライセンスはファイルの形に存在するので、携帯用保存装置のファイル構造に適した形に切替えられる。

【0023】

ライセンスは前述したようにコンテンツに対するユーザの権限情報を有する客体である。DRMではコンテンツとライセンスとが独自に流通可能である。したがって、コンテンツは暗号化されて他の経路を通じて流通でき、このコンテンツに関する権利客体であるライセンスはコンテンツと異なる経路を通じて移動されうる。したがって、ライセンスの移動またはコピーは権限を有するユーザによってのみ流通または使用されるべきである。このために、ライセンスの移動またはコピー時、相互認証と認証書の保持有無などを検討する過程が必要である。また、無制限の移動及びコピーを防止するために、ライセンスの移動とコピー時にライセンスを修正可能にする。

30

【0024】

したがって、トラスト転換時には上記の移動、コピー時にライセンスの情報を修正する作業を前提としうる。その他、再生の権限に制限をおいた場合、再生時にライセンスの情報を修正する作業を必要としうる。ライセンスを用いるための所定の処理段階を含むことがトラスト転換である。

40

【0025】

さらに他の保安結合としては保安マルチメディアカード200とデバイス100間の保安結合であるSA2が存在する。この過程は保安マルチメディアカード200との情報交換時に発生可能なデータの流失または操作を防止し、保安マルチメディアカード200が認証を受けた携帯用保存装置であるか否かを検証する過程を含む。保安マルチメディアカードとの認証過程は図4で詳述する。

【0026】

図3の構成によってDRMサービスを実行するためには、保安マルチメディアカードは

50

モバイルデバイスとの認証を予め行える認証書及び暗号キーを有さねばならない。この過程はS A 2で行われる。保安マルチメディアカードはモバイルデバイスとの認証を予め行えるプロトコルモジュールを有さねばならない。このような前提条件下で、本実施例の動作を説明すれば、保安マルチメディアカード200はモバイルデバイス100との認証過程を行う。保安マルチメディアカード200はモバイルデバイス100との認証後にモバイルデバイス100がライセンス提供者500から獲得したライセンスを受け取れる。モバイルデバイス100と携帯用保存装置200間の認証過程を説明すれば次のようである。

【0027】

認証はデバイス100と保安マルチメディアカード200との結合時になされ、結合が解除されるか、または既存の認証が取消された場合に新たに認証を必要とする。認証の結果で生成されたキーをデバイスと保安マルチメディアカードとが共有し、この共有されたキーを持ってアプリケーションを行う。認証過程は相互認証でなされるが、デバイス側で保安マルチメディアカードの適否を検討し、適していない場合には結合を解除する。そして、保安マルチメディアカードでもデバイスが適した認証を通過したデバイスでなければデータの要請を拒否する。

【0028】

図4は、本発明の一実施例に係るデバイスがライセンス提供者のライセンスを受信して携帯用保存装置に送信する過程を示す順序図である。デバイスはライセンス提供者と携帯用保存装置とを結合し、ライセンスを携帯用保存装置に送信する。まずライセンス提供者と認証段階を経て結合する(S402)。前記認証は、ライセンス提供者とデバイス間の保安結合を通じてデータを安全に送受信することためである。この結合が成功すれば(S404で「Yes」)、引き続き携帯用保存装置と認証を行った後に結合する(S406)。これもまた携帯用保存装置とデータを流し失または変調なしに送受信するために認証過程時に暗号キーを相互交換しうる。認証過程を経て結合が成功すれば(S408で「Yes」)、デバイスはライセンス提供者からライセンスを受信する(S410)。デバイスは前記受信したライセンスを、トラスト転換過程を経て携帯用保存装置が収容可能な形に転換する(S412)。このように転換されたライセンスは携帯用保存装置に送信し(S414)、携帯用保存装置に保存されたライセンスは前記デバイスのコンテンツ利用時に使用でき、また認証過程を経た他のデバイスもコンテンツ利用時に前記ライセンスを利用できる。一方、図4のS402とS406との順序は逆転されうる。既に携帯用保存装置と認証及び結合が済んだデバイスがライセンス提供者と認証を行って結合しても良い。これはそれぞれの場合によって変わる。

【0029】

図5は、本発明の一実施例に係るデバイスと保安マルチメディアカードとの認証過程を示す順序図である。認証はデバイスの要請によりなされ、認証過程で共通のキーを有する。この過程は次のようである。

デバイス100でランダム数RN1を生成する(S102)。この数は乱数発生を通じて得られ、既定のランダム数リストから抽出しても良い。前記過程を通じて得られたランダム数は保安要請命令語SET__AUTHENTICATION__REQUESTのパラメータとして保安マルチメディアカード200に送信する(S104)。これを受けた保安マルチメディアカード200もランダム数RN2を生成し(S106)、RN1とRN2とを結合したキーと認証書を転送する(S108)。デバイス100はこのキーを受信して認証過程が完了したことを保安マルチメディアカード200に送信し(S110)、以後前記RN1とRN2とを結合したキーを暗号キーとしてアプリケーションを行う。

【0030】

図6は、本発明の一実施例に係る保安マルチメディアカードがライセンス提供者からライセンスを獲得する過程を示す順序図である。

ライセンス提供者500と保安マルチメディアカード200とは通信を通じて保安結合SAを形成しうる。保安マルチメディアカード200は通信を行える機能がないためにデ

10

20

30

40

50

バイスまたはモバイルデバイスを一種のプロキシとして用いてモバイルデバイスが提供する通信線路を利用する。本実施例ではモバイルDRMサービスに保安マルチメディアカード200が連動されることを仮定しているために、保安マルチメディアカード200とライセンス提供者500間の認証プロトコルはモバイルDRMで提供するプロトコルによる。例えば、OMA DRMサービスで作動する保安マルチメディアカード200の場合はOMA DRMで定義したライセンス獲得プロトコルをモバイルデバイス100を通じてライセンス提供者500と共に行える。したがって、CP SecureMMCとの主な違いはモバイルDRMシステムで保安マルチメディアカード200が、第1に、モバイルデバイスのようなライセンス獲得モジュールを有しており、第2に、モバイルDRMサービスで定義されたライセンス獲得プロトコルを行ってライセンスを獲得できるということである。

10

【0031】

図6の構成によってDRMサービスを提供するためには、保安マルチメディアカード200はモバイルDRMサービスでライセンス提供者500と行えるライセンス獲得プロトコルモジュールを予め内部に有する。そして、保安マルチメディアカード200はモバイルDRMサービスでライセンス提供者と認証プロトコルを行う時に使われる認証書及びそれによる暗号キーを内部に有さねばならない。これは図4の順序図に示された過程を通じてなされる。このような前提条件下で、本実施例の動作を見れば、保安マルチメディアカード200はモバイルDRMサービスで定めた認証方式によってモバイルデバイス100を通じてライセンス提供者500と認証プロトコルを行う。これにより、保安マルチメディアカード200はライセンス提供者500との認証が成功すれば、ライセンス提供者500からライセンスを獲得する。

20

【0032】

ライセンス獲得プロトコルは前記認証過程を通じて生成された暗号キーなどを有し、デバイス100に保存されたライセンスを、暗号化などを通じて保安がなされた状態で送信する。ライセンス獲得モジュールを保安マルチメディアカード200が有している時、ライセンスは保安マルチメディアカード200を通じてデバイス100間に送受信が柔軟になされうる。ライセンスは権利客体であって、権利情報を有する1つのファイルで有り得るが、単純なファイルとは違ってライセンスの移動時にはライセンスの多様な情報を修正できる。

30

【0033】

ライセンスはコンテンツと独自に移動可能である。したがって、携帯用保存装置に保存されたライセンスはデバイス100に保存されたコンテンツを使用させる役割を行う。デバイス100はライセンスを有していない状態で、保安マルチメディアカード200と結合して保安マルチメディアカード200内のライセンス情報を読んでコンテンツを再生するか、使用しうる。

【0034】

一方、ライセンス提供者500からライセンスを保存しているモバイルデバイス100が一定時間後に保安マルチメディアカードにライセンスを移動させることもある。ライセンスはコンテンツと独立して移動するので、暗号化されたコンテンツだけが流通される状況で、このコンテンツを使用するライセンスを後で取得しうる。

40

【0035】

図7は、本発明の一実施例に係るドメイン内のデバイスが保安マルチメディアカードを用いてコンテンツを共有する方式を示す概念図である。DRMでコンテンツを共有させる1つの方法としてドメインに属するデバイス100同士でコンテンツを共有させうる。これは保安性ある保安マルチメディアカード200がDRMサービス内に存在するデバイス100に対してのみコンテンツを共有するようにライセンスを提供する方式である。ドメインとは、デバイスの集合であるが、特定個人が所有したデバイスであるか、または特定家族が所有したデバイスであると見られる。ホームネットワーク(Home Network)よりなる家電機器または個人が所有するコンピュータと携帯電話などである場合、コンテンツとラ

50

イセンスの流れを防止することはコンテンツの使用に不便さを与える。該当コンテンツとライセンスの利用者が限定されるか、同一人で有り得るからである。したがって、ドメイン内に存在するデバイス間にはコンテンツとライセンスとを共有することが必要である。

【 0 0 3 6 】

これらドメインの管理は特定デバイスが行うか、またはドメイン管理者を独自に置いて、該当ドメイン内のライセンスを管理しうる。デバイス 1 0 0 は保安マルチメディアカード 2 0 0 にライセンスを移すことができ、保安マルチメディアカードからデバイスにライセンスが移されうる。本実施例に係る動作を説明すれば、保安マルチメディアカードもデバイスのようにドメインを管理する D R M サーバーに登録される。この登録は保安マルチメディアカードが自身の識別情報を D R M サーバーに転送することによってなされうる。これは通常のデバイスのうち 1 つが D R M サーバーの役割を行う場合、デバイスとの結合を通じて D R M サーバーに登録できるからである。一方、デバイスが、自身に結合された保安マルチメディアカードの識別情報を D R M サーバーに転送することによってもなされうる。デバイスとは別途の装置、あるいはライセンス提供者が D R M サーバーの役割を行う場合、保安マルチメディアカードがこれらと直接通信できない場合が発生するので、この時にはこれら保安マルチメディアカードが結合されたデバイスが前記保安マルチメディアカードの識別情報を前記 D R M サーバーに転送することによって登録がなされる。

10

【 0 0 3 7 】

このような登録過程を経た後、保安マルチメディアカードが同じドメインに属する他のデバイスからライセンスを伝達され、ドメインに属する他のデバイスが保安マルチメディアカードを用いて再生するか、ライセンスを受け取る。

20

【 0 0 3 8 】

図 8 は、本発明の一実施例に係るデバイスがドメイン内の携帯用保存装置のライセンスを用いる過程を示す順序図である。

この順序図はデバイスの形成されたドメインに登録を試みる過程から示す。デバイスはドメインを管理するサーバーに識別情報を登録する (S 5 0 2)。ドメインを管理するサーバーは D R M サービスを用いるデバイスであって、ドメイン管理だけを専担するサーバーでありうる。またライセンス提供者がドメイン管理の機能を行うこともある。前記ドメインに登録されたデバイスは、以後前記ドメイン内の携帯用保存装置に保存されたライセンスを使用しうる。したがって、ライセンスを使用するための認証と結合過程が S 5 0 4 段階で行われる。認証時にはデバイスと携帯用保存装置がデータを安全に送受信するための暗号キーを生成できる。結合がなされれば、デバイスは携帯用保存装置と共に D R M サービスを用いられる。まず、デバイスがコンテンツを利用しようとする場合 (S 5 1 0 で「 Y e s 」)、デバイスは前記コンテンツのライセンスを携帯用保存装置に要請する。この要請によりデバイスは前記コンテンツを利用できる (S 5 1 2)。

30

【 0 0 3 9 】

一方、特定コンテンツの利用とは別にライセンスを送受信できる (S 5 2 0)。ライセンスを送信してデバイスがライセンス提供者から受信したライセンスをドメイン内の他のデバイスが利用可能にする (S 5 2 2)。さらに他のデバイスがライセンス提供者から受信したライセンスを利用するために携帯用保存装置のライセンスを受信しうる (S 5 3 2)。

40

【 0 0 4 0 】

図 9 は、本発明の一実施例に係る保安マルチメディアカード内の情報保存テーブルを示す概念図である。デバイス 1 0 0 と保安マルチメディアカード 2 0 0 間にはライセンスが移動またはコピーされうる。保安マルチメディアカード 2 0 0 内のライセンスは前記デバイスまたは他のデバイスに移動あるいはコピーされるか、コンテンツの再生に必要な情報を提供する。したがって、保安マルチメディアカード 2 0 0 はライセンスとそのライセンスを伝達したデバイス 1 0 0 との情報を書いたテーブルを内部に保存しておく。このテーブルの情報を通じて保安マルチメディアカード 2 0 0 は自身が有しているライセンスがど

50

のデバイス100から伝達されたのかが分かる。保安マルチメディアカード200は自身にライセンスを伝達したデバイス100を把握し、前記デバイス100に再びライセンスを転送するか、ライセンスと関連した演算の再生、移動、コピーなどを行える。もちろん、前記デバイスではない他のデバイスに対してもライセンスを転送するか、再生、移動を行える。但し、前記テーブルを通じてライセンスを伝達したデバイスに関する情報を維持することによって、今後の認証過程でも暗号化過程を省略できる。

【0041】

図10は、本発明の一実施例に係るデバイスの構造を示すブロック図である。

携帯用保存装置と情報を交換する送受信部121が存在する。送受信部121は携帯用保存装置ではない他の装置との情報も交換しうる。デバイスは認証を行う認証部122が必要である。認証部では暗号化と復号化とを行い、共有する暗号キーを生成しうる。前記送受信部を通じて受信されたデータを復号化し、特定権利客体の携帯用保存装置への送信時に暗号化を行う。保存部123はライセンス提供者または携帯用保存装置から受信した権利客体を保存する。このように保存された権利客体はさらに他の携帯用保存装置に送信しうる。出力処理部124はデバイスが権利客体を用いて再生または出力などを行うコンテンツの出力を行う。スピーカー、モニターなどがこれに該当する。

前記送受信部と認証部及び出力処理部のデータの流れと演算及び制御は制御部125で行う。また制御部は、図3で説明したトラスト転換過程を行う。

【0042】

図11は、本発明の一実施例に係る携帯用保存装置の構造を示すブロック図である。

デバイスと情報を交換する送受信部221が存在する。送受信部はデバイスから命令語と権利客体とを受信し、保存された権利客体を送信する通路となる。またデバイスと認証を行う認証部222が存在する。認証部では暗号化と復号化とを行い、共有する暗号キーを生成しうる。認証部222では前記送受信部221を通じて受信されたデータを復号化し、特定権利客体の携帯用保存装置への送信時に暗号化を行う。

【0043】

変換部223では前記送受信部221を通じて受信された権利客体を認証部222で復号化した後、携帯用保存装置が支援する形式のファイルフォーマットに変換する作業を行う。変換部223で行う変換作業時に再び権利客体を携帯用保存装置だけの暗号化技法で暗号化しうる。もちろん、この権利客体をデバイスに送信するためには、再び復号化する過程をさらに含みうる。

【0044】

保存部224は前記変換部を通じて適するように変換された権利客体を保存する。制御部225は前記各部のデータ交換と制御及び演算を行う。またデバイスから受信した命令語を処理し、これによる作業を行うように各部に制御信号を発生させうる。

【0045】

以上、添付した図面に基づいて本発明の実施例を説明したが、当業者ならば本発明がその技術的思想や必須な特徴を変更せずとも、他の具体的な形に実施可能であるという点を理解できるであろう。したがって、前述した実施例はあらゆる面で例示的なものに過ぎず、限定的でないものと理解せねばならない。本発明の範囲は前記発明の詳細な説明よりは特許請求の範囲によって示され、特許請求の範囲の意味及び範囲、そしてその均等概念から導出されるあらゆる変更または変形された形が本発明の範囲に含まれると解釈されねばならない。

【産業上の利用可能性】

【0046】

本発明は、携帯用保存装置を用いてデジタル著作権を管理し、かつ携帯用保存装置に保存されたライセンスを通じてコンテンツを利用できる。

【図面の簡単な説明】

【0047】

【図1】従来の技術によるSD Cardとデバイス間のライセンス転送を示す概念図で

10

20

30

40

50

ある。

【図2】従来のCP SecureMMCがライセンス提供者からライセンスを獲得するための連結関係を示す概念図である。

【図3】本発明の一実施例に係るモバイルデバイスがライセンス提供者からライセンスを獲得して保安マルチメディアカードに送信する構成を示す概念図である。

【図4】本発明の一実施例に係るデバイスがライセンス提供者のライセンスを受信して携帯用保存装置に送信する過程を示す順序図である。

【図5】本発明の一実施例に係るデバイスと保安マルチメディアカードとの認証過程を示す順序図である。

【図6】本発明の一実施例に係る保安マルチメディアカードがライセンス提供者からライセンスを獲得する過程を示す順序図である。

10

【図7】本発明の一実施例に係るドメイン内のデバイスが保安マルチメディアカードを用いてコンテンツを共有する方式を示す概念図である。

【図8】本発明の一実施例に係るデバイスがドメイン内の携帯用保存装置のライセンスを用いる過程を示す順序図である。

【図9】本発明の一実施例に係る保安マルチメディアカード内の情報保存テーブルを示す概念図である。

【図10】本発明の一実施例に係るデバイスの構造を示すブロック図である。

【図11】本発明の一実施例に係る携帯用保存装置の構造を示すブロック図である。

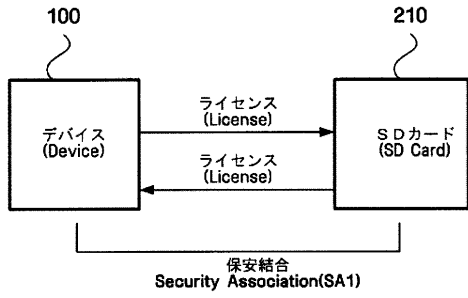
【符号の説明】

20

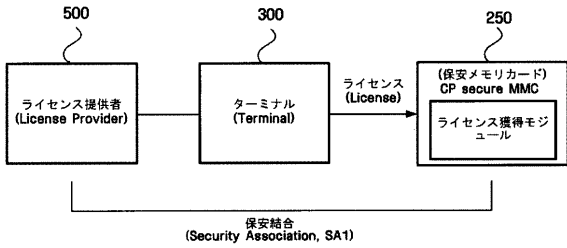
【0048】

100	デバイス
200	保安マルチメディアカード
500	ライセンス提供者(LP)
800	ドメイン

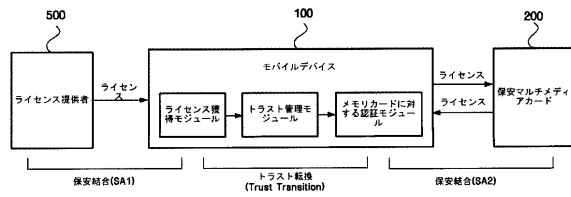
【図1】



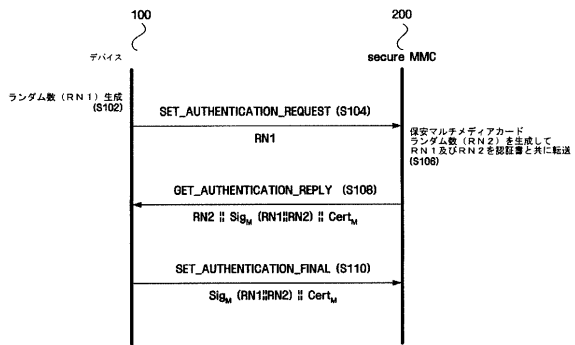
【図2】



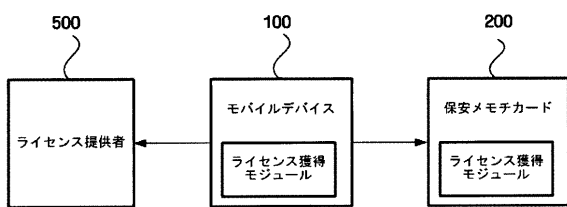
【図3】



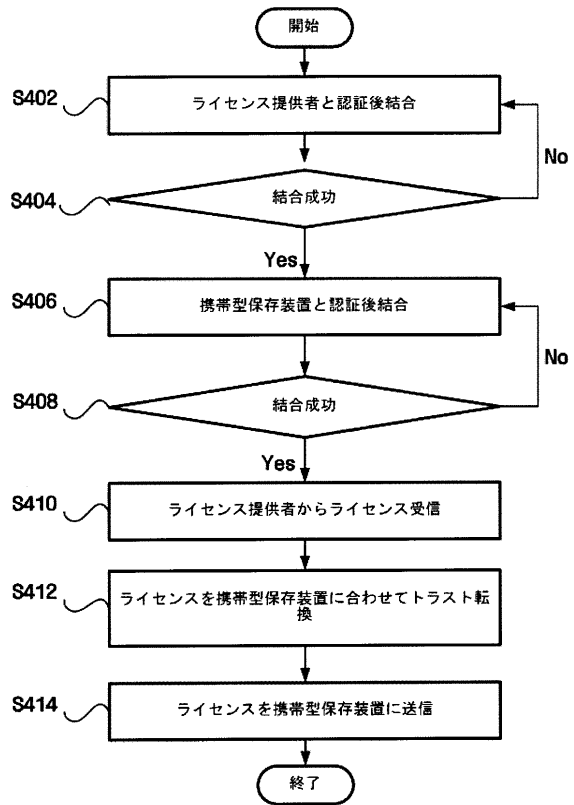
【図5】



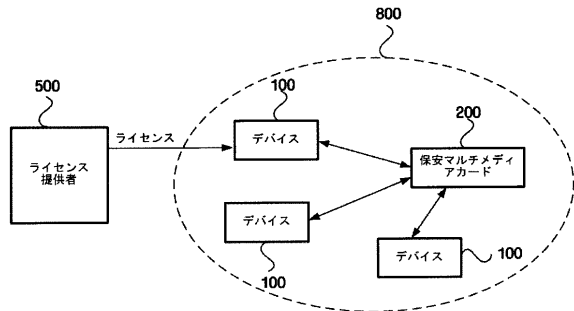
【図6】



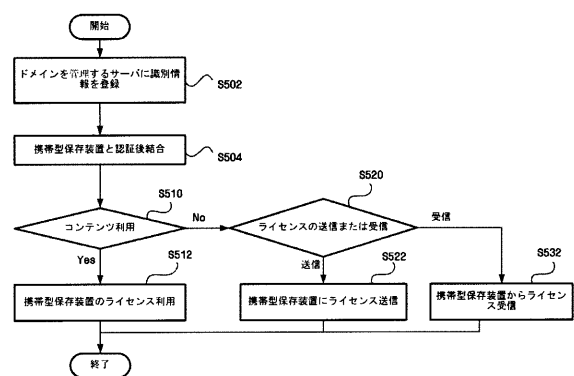
【図4】



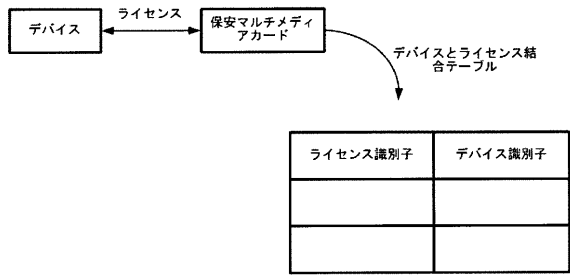
【図7】



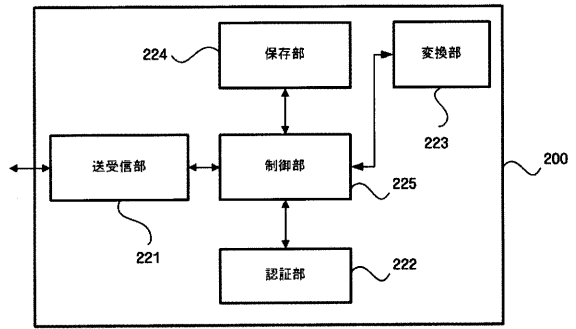
【図8】



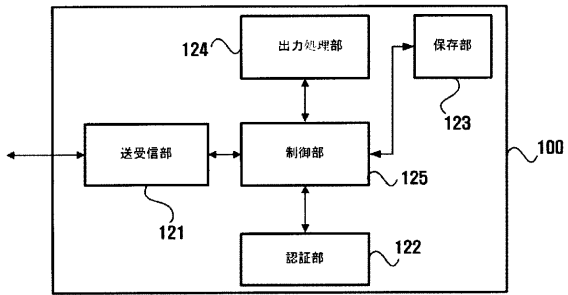
【図9】



【図11】



【図10】



フロントページの続き

(74)代理人 100110364

弁理士 実広 信哉

(72)発明者 李 炳來

大韓民国京畿道龍仁市水枝邑上 ヒョン 里(番地なし) 満 ヒョン マウル盛源サンテヴィル
306棟104號

(72)発明者 尹 重 チュル

大韓民国ソウル特別市江北區水踰2洞372-9番地

(72)発明者 鄭 勅任

大韓民国京畿道城南市盆唐區亭子洞88番地 住公3團地310棟2402號

審査官 平井 誠

(56)参考文献 特開2002-342518(JP,A)

特開2001-237818(JP,A)

特開2002-373216(JP,A)

国際公開第01/041104(WO,A1)

米国特許出願公開第2003/0018491(US,A1)

国際公開第03/026207(WO,A1)

特開2001-358706(JP,A)

特開平09-107350(JP,A)

特開2001-256115(JP,A)

特開2001-006279(JP,A)

特開平10-40639(JP,A)

特開2003-271766(JP,A)

特開平04-49423(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl.,DB名)

G06F 21/24

G06F 21/00